

香川県条例第23号

香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害派遣手当等)</p> <p>第14条の2 国、他の地方公共団体等から派遣された災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、災害派遣手当を支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(災害派遣手当等)</p> <p>第14条の2 国、他の地方公共団体等から派遣された災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、災害派遣手当を支給する。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。